

国家戦略特別区域法による国家戦略特別区域限定保育士の登録に関する事務について

1 番号利用法に基づく国家資格の登録に関する事務における特定個人情報の利用について

令和3年の番号利用法改正により、国家資格の登録に関する事務について、個人番号（マイナンバー）を利用し、情報連携を可能とすることにより、国家資格の登録や変更手続における戸籍謄（抄）本や住民票の写しの添付を省略することが可能となった。

令和3年の改正においては、税・社会保障に関する32の国家資格について個人番号の利用が可能となったが、令和5年の番号利用法改正（令和6年5月27日施行）により、社会保障等以外の分野を含めた約50の国家資格についても、新たに個人番号の利用が可能となった。

本県では、新たに利用可能となった資格のうち、国家戦略特別区域法に基づく地域限定保育士（国家戦略特別区域限定保育士）について、「国家資格等情報連携・活用システム」を利用し、当該資格の管理事務において個人番号を利用し、特定個人情報ファイルを保有することとなったため、特定個人情報保護評価を実施する。

新たにマイナンバー利用予定の国家資格等の具体例（約50資格）

・令和5年の番号法等改正を実施した国家資格はおよそ50資格に渡り、政省令等の所要の整備を実施した上で、順次デジタル化を開始する。

【こども家庭庁】

- ・ **国家戦略特別区域限定保育士**
- ・ 受胎調節実地指導員

【総務省・法務省・文部科学省・経済産業省】

- ・ 行政書士
- ・ 司法試験、司法試験予備試験
- ・ 教員
- ・ 情報処理安全確保支援士

【国土交通省（観光庁）】

- ・ **住宅・建築関係**
- ・ 一級建築士、二級建築士、木造建築士、建築物調査員、建築設備等検査員、建築基準適合判定資格者、構造計算適合判定資格者、マンション管理士

自動車関係

- ・ 自動車整備士

海事関係

- ・ 海技士、小型船舶操縦士、海事代理士、衛生管理者、救命艇手

観光関係

- ・ 全国通訳案内士、地域通訳案内士

【厚生労働省】

健康・医療関係

- ・ 精神保健指定医、保険医、保険薬剤師、死体解剖資格、調理師、理容師、美容師、給水装置工事主任技術者、製菓衛生師、クリーニング師、専門調理師、登録販売者、衛生検査技師、建築物環境衛生管理技術者、医師少数区域経診認定医師、難病指定医（協力難病指定医）、小児慢性特定疾病指定医

雇用・労働関係

- ・ 職業訓練指導員、技能士、キャリアコンサルタント、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、作業環境測定士、特定社会保険労務士
- ・ 労働安全衛生法による免許（第一種衛生管理者、第二種衛生管理者、衛生工学衛生管理者、高圧室内作業主任者、ガス溶接作業主任者、林業架線作業主任者、特級ボイラー技士、一級ボイラー技士、二級ボイラー技士、エックス線作業主任者、ガンマ線透過写真撮影作業主任者、特定第一種圧力容器取扱作業主任者、発破技士、揚貨装置運転士、特別ボイラー溶接士、普通ボイラー溶接士、ボイラー整備士、クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、潜水士）



2 国家戦略特別区域法による保育士の登録に関する事務の概要

本県では、国家戦略特別区域法に基づき、独自に地域限定保育士試験を実施し、本試験の合格者は地域限定保育士として保育士登録ができることとしている。

保育士となるには、保育士となる資格を有する者が、都道府県の管理する保育士登録簿に登録を受けなければならないとされており、この規定に基づき、各都道府県で保育士資格の登録、管理などの

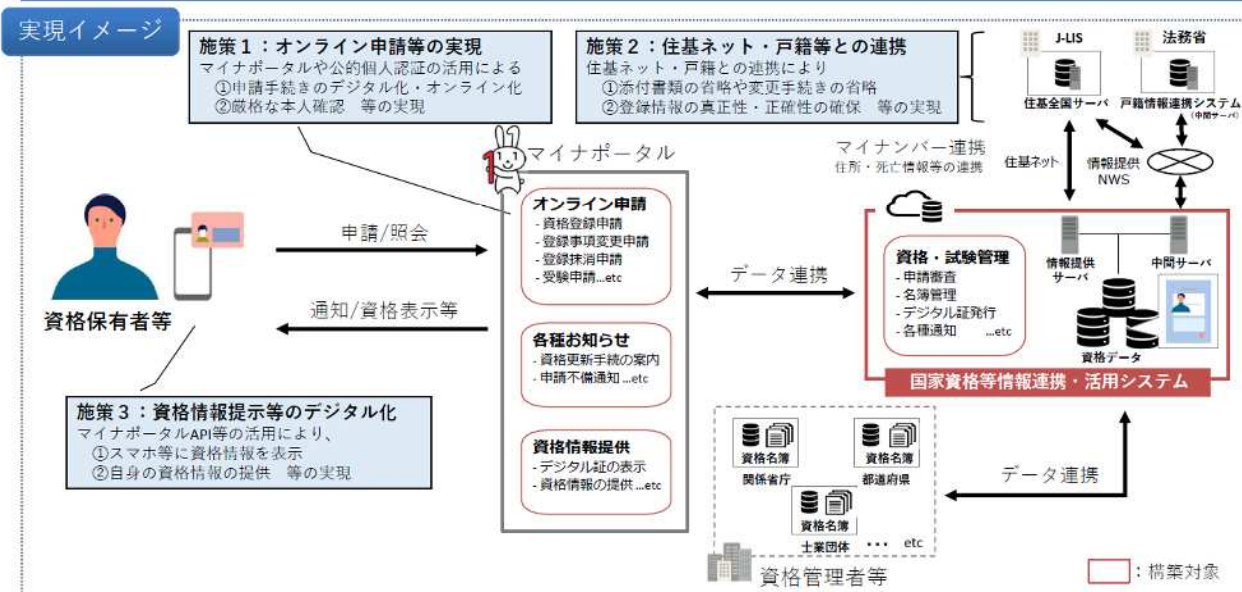
事務を行っている。

保育士の登録事務については、全都道府県が同一事業者（登録事務処理センター）へ委託し、窓口を一本化しており、申請書の受付、審査、保育士登録簿への登録、保育士登録証の交付等の事務を行っている。

「国家資格等情報連携・活用システム」が構築され、個人番号による住民基本台帳ネットワークシステム等との連携を行うことにより、保育士資格の登録や変更手続における戸籍謄（抄）本や住民票の写し等の添付を省略することが可能となる。

国家資格等オンライン・デジタル化の概要

- 本施策は、現行では紙媒体を前提に運用されている多くの国家資格関係事務に対して、マイナンバー制度の活用により、各種申請手続のオンライン化や資格情報の連携などのデジタル化を推進するものである。



3 事務の流れ

- 申請者がマイナポータルにて申請
- マイナポータルから国家資格等情報連携・活用システムへデータ送信
- 国家資格等情報連携・活用システムから保育士登録システム等へのデータ送信
(マイナンバーによる住基システム、戸籍システム等との情報連携)
- 保育士登録システム等により審査を行い、保育士登録簿ファイル等の情報更新
- 保育士登録システムから更新情報等を国家資格等情報連携・活用システム、マイナポータルにデータ連携、送信
- 保育士登録システムにより保育士登録証等を作成し、登録事務処理センターから申請者あて送付

※ 紙による申請の場合は、受付後に既存システム（保育士登録者管理システム）から国家資格等情報連携・活用システムにデータ連携を行う。

※ 国家戦略特別区域法による国家戦略特別区域限定保育士及び児童福祉法による保育士の登録に関

する事務は、両資格とも同様の運用方法でデータ連携する。

4 今後のスケジュール（予定）

令和6年5月	神奈川県情報公開・個人情報保護審議会にて報告
6月以降	システム（保育士資格部分）プログラミング開始
12月以降	システム運用

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
29	国家戦略特別区域法による国家戦略特別区域限定保育士の登録に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神奈川県は、国家戦略特別区域法による国家戦略特別区域限定保育士の登録に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

神奈川県知事

公表日

個人情報保護委員会への提出時に提出日を当課で記載予定

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国家戦略特別区域法による国家戦略特別区域限定保育士の登録に関する事務
②事務の概要	【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】 ■資格管理事務(特定個人情報ファイルの取扱有) i. 資格情報の登録 オンライン(マイナポータル)もしくは紙での申請受理後に審査を行い、資格情報の登録を行う。なお、オンライン登録の際にはマイナンバーカードの電子証明書を利用し、資格保有者本人であることを確認する。個人番号については、登録を受けようとする資格保有者のマイナンバーカードに搭載された券面事項入力補助機能を活用し、その改変を不可能ならしめることにより真正性を担保する。登録情報については、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)(以下、「住基法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、「番号法」という。)に定められた範囲内において住民基本台帳ネットワークシステム、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行い、本人確認情報等の確認を行う。 ii. 登録情報の訂正・変更 オンライン(マイナポータル)もしくは紙での申請について、マイナンバーを利用し、住基法及び番号法に定められた範囲内において住民基本台帳ネットワークシステム、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行い、本人確認情報等の確認を行う。この他に住民基本台帳ネットワークシステムや情報提供ネットワークシステムにおいて、資格登録情報の更新の有無について定期的に照会を行う。審査の結果、問題が無ければ結果情報を登録する。 iii. 資格の停止・取り消し 資格保有者について、資格の停止または取り消しが決定した場合、登録者名簿の資格情報を更新する。 iv. 資格の削除 オンライン(マイナポータル)もしくは紙での申請について、マイナンバーを利用し、住基法及び番号法に定められた範囲内において住民基本台帳ネットワークシステム、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行い、本人確認情報等の確認を行う。この他に住民基本台帳ネットワークシステムや情報提供ネットワークシステムにおいて、資格登録情報の更新の有無について定期的に照会を行う。審査の結果、資格の削除が決定した場合、登録者名簿から削除を行う。 ■決済事務(特定個人情報ファイルの取扱無) i. 決済 資格の登録、訂正・削除などに係る費用について、オンラインにて完結可能となるよう決済処理を行う。オンライン決済を望まない利用者についてはシステムを利用せずに従来通りの収入印紙等による手続きが可能なものとする。 ii. 入出金管理 各種申請(登録、訂正等)を完了させるためには、決済処理が完了していることが必須条件となるため、入金情報について管理する。申請の取消し、取り下げ等が発生した際に、申請者が納付すべき額を管理し、状況に応じて利用者に返金等の処理を行う。 iii. 統計処理・集計処理 任意の決済期間、決済区分で収支を集計する。 ■資格証事務(特定個人情報ファイルの取扱無) i. デジタル資格証発行(オンライン) 資格保有者が自身の保有する資格情報を第3者へ対面で自身のスマホやタブレット上に表示しデジタル資格証として提示する。また、当該資格情報をオンライン上で提供することも可能とする。 ii. 資格証の発行・再発行(紙) 資格情報の登録業務にて登録が完了した資格登録者について、資格証の作成処理を行う。再発行については、オンライン(マイナポータル)もしくは紙での申請を受けて、審査を行う。審査の結果、問題が無ければ資格証の作成処理を行う。 ■資格情報の既存システムとの連携(特定個人情報ファイルの取扱有) 登録事務処理センター(社会福祉法人日本保育協会)が保有する保育士登録システム及び保育士登録者検索システムと国家資格等情報連携・活用システムに登録された特定個人情報を含む資格情報データを連携し登録情報の同期を行い正確な資格情報の管理を行う。
③システムの名称	国家資格等情報連携・活用システム、住民基本台帳ネットワークシステム、マイナポータル、保育士登録システム及び保育士登録者検索システム

2. 特定個人情報ファイル名	
保育士登録簿ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項(利用範囲) 別表 項番130の2(令和6年5月27日施行) ・住民基本台帳法 第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) 別表第3 項番7の3(令和6年5月27日施行) ・住民基本台帳法 第30条の15(本人確認情報の利用) 別表第5 項番8の3(令和6年5月27日施行)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表 項番130の2(令和6年5月27日施行)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課
②所属長の役職名	次世代育成課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	神奈川県政策局政策部情報公開広聴課 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 電話 045-210-3720 又は 神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 電話 045-210-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課子育て支援人材グループ 電話 045-210-4687

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

[illegible]